

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率が引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされました。

京丹後市の令和3年度一般会計決算における、地方消費税増収分の用途は下記のとおりです。

○令和3年度決算額

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	677百万円
（歳出）	社会保障施策に要する経費	7,416百万円

○地方消費税増収分の用途

（単位：百万円）

区分	事業等名称	事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・府	市債	その他	一般財源	うち消費税増収分
社会福祉	障害福祉サービス事業	1,718	1,283	0	0	435	-
	地域生活支援事業	145	47	0	24	74	-
	老人保護措置事業	142	0	0	29	113	-
	生活保護給付費	713	626	0	13	74	-
	児童手当給付費	658	555	0	0	103	-
	児童扶養手当給付費	176	59	0	0	117	-
	保育業務委託事業 （私立、公設民営）	511	203	0	103	205	-
	保育所管理運営・施設管理 事業（公立）	176	4	4	20	148	-
	認定こども園事業（公立）	629	23	9	73	524	-
	（小計）	4,868	2,800	13	262	1,793	303
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	363	234	0	0	129	-
	介護保険事業特別会計繰出金	782	72	0	0	710	-
	（小計）	1,145	306	0	0	839	141
保健衛生	病院事業会計繰出金	1,273	14	0	2	1,257	-
	予防接種事業	130	3	0	6	121	-
	（小計）	1,403	17	0	8	1,378	233
合計		7,416	3,123	13	270	4,010	677